

阿南工業高等専門学校エンジニア育成基金規則

(令和4年3月22日)

(規則第30号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、阿南工業高等専門学校エンジニア育成基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、本校の教育研究、社会貢献等に係る活動のさらなる発展を図るとともに、教育研究環境を整備・充実させ、地域の課題解決に重要な役割を果たせる技術者の輩出に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において「組織の長」とは、阿南工業高等専門学校教員組織規則（昭和53年10月1日規則第5号）で定める職のうち以下の各職をいう。

- (1) 副校長
- (2) 主事
- (3) 創造技術工学科長
- (4) 専攻科長
- (5) 地域連携・テクノセンター長
- (6) 広報情報室長
- (7) グローバル推進室長
- (8) コース等主任
- (9) 図書館長
- (10) 学生相談室長
- (11) 総合情報室長
- (12) キャリア支援室長
- (13) 高度情報教育センター長

(事業)

第4条 基金は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生就学支援事業
- (2) 明正寮支援事業
- (3) 地域共同教育事業
- (4) 国際交流・グローバル化推進事業
- (5) 学校運営支援事業
- (6) 高度情報教育推進事業

(プロジェクトの企画)

第5条 第3条に掲げる各職が、前条の事業の達成のため寄附金を募集しようとするときは、プロジェクト寄附金企画書（別紙様式1）を作成し、校長の了承を得るものとする。

(申込み)

第6条 寄附者は、本校の指定する申込書の提出、又はインターネットを利用して所定の事項を登録する方法により、本校に申し込むものとする。

(基金の管理運営)

第7条 阿南工業高等専門学校基金に関する事項は、阿南工業高等専門学校運営委員会で審議することとする。

2 基金の管理は、他の寄附金と独立して行う。

3 基金の受入手続きは、この規則に定めるもののほか、阿南工業高等専門学校寄附金取扱細則（平成17年2月24日 細則第19号）の定めるところによる。

(事務)

第8条 基金に関する事務は、関係部署の協力を得て総務課総務係において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、基金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年3月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年1月17日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別紙様式1（第5条関係）

年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

申請者
職名・氏名

阿南工業高等専門学校エンジニア育成基金プロジェクト企画書

事業名	
目的	
計画（特定プロジェクトを完成させるための具体的な実施計画を記載してください。）	
※このプロジェクトで達成しようとするもの、学生の受ける恩恵等を踏まえて記載してください。	
寄附金募集期間	(和暦) 年 月 日～(和暦) 年 月 日
目標金額 円	
支出内訳：	